

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

- ※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
- ※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
 - ① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
 - ② 自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月19日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 4日 午前 9時00分から 令和 8年11月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月13日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 3日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年11月17日 午前 9時00分から 令和 8年11月17日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 3	1, 820, 000 1, 456, 000	一括	370, 000	30, 473	6, 555
1	10, 000				
3	1, 810, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 広島市安佐北区三入南一丁目 |
| | 地 | 番 | 1680番3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3.51平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 広島市安佐北区三入南一丁目 |
| | 地 | 番 | 1680番14 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 170.91平方メートル |



※
※
※

物 件 明 細 書

令和 8年 5月 7日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号1, 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Bが占有している。同人は所有権を主張している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

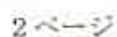
【物件番号1】

本件土地は、隣地（地番1679番）上の売却対象外の建物（家屋番号1679番）の敷地として利用されており、本件土地上に隣地（地番1679番）所有者においてブロック塀が構築されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 広島市安佐北区三入南一丁目 |
| | 地 | 番 | 1680番3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3.51平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 広島市安佐北区三入南一丁目 |
| | 地 | 番 | 1680番14 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 170.91平方メートル |



令和 7 年(ㄱ)第 1 7 8 号
令和 7 年 1 2 月 2 4 日受理
令和 8 年 4 月 1 0 日提出

現 況 調 査 報 告 書 (物件 1、 3)

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 広島市安佐北区三入南一丁目 |
| | 地 番 | 1680番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3.51平方メートル |
| 3 | 所 在 | 広島市安佐北区三入南一丁目 |
| | 地 番 | 1680番14 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 170.91平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	広島市安佐北区三入南一丁目9番1-4号 付近			
土地	物件 1、3			
現況地目	☒ 宅地 (物件 1、3) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (Zen Style 株式会社 (代表者代表取締役 A)) ☒ 物件 3 の土地を、上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ その他の者 (B) ☒ 物件 1 の土地を、上記の者が 1679 番の土地上にある建物の敷地として、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
その他の事項	物件 3 の土地は、その北側が道路 (広島市道) に接面している (1680 番 1 の土地は、広島市所有名義の公衆用道路)。			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ B	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ B (占有者) ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ 所有権	
占有開始時期		令和 5年12月28日	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間	
契約等		☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (物件1の土地占有者)	1 物件1の土地は、私の所有する土地として、利用しています。 私は、Zen Style株式会社（所有者会社）の仲介で、1679番の土地（物件1の土地の西側隣地）とその土地上の建物（家屋番号1679番）を令和5年12月に購入し、その際、ブロック塀（添付写真5から7に写っているブロック塀）から西側が1679番の土地ということでZen Style株式会社の代表者であるAから説明を受けています。その後、隣地（物件1、3の土地等）を測量された際、Aから物件1の土地は、私の所有土地ということで、登記をしてもらうことになっていました。

(執行官の意見用)

執行官の意見	
■ 1 本件各土地の状況は、別紙地積測量図、土地位置関係図及び添付写真のとおりである。 なお、添付の写真に記した境界は、地積測量図を基に本報告の便宜上作成したものにならず、明確な位置関係や境界を保証するものではない。 2 物件1の土地については、Bは、所有権による占有権原を主張している。Bが述べている境界となるブロック塀（添付写真5から7に写っているブロック塀）は、その状況から、近年に新しく構築されたものではなく、Bの前所有者の代から、構築されているものと思われ、1679番の土地所有者が、その土地にある建物（家屋番号1679番）の敷地の一部として永年、使用されているものと認められる。この建物（家屋番号1679番）の法務局にある建物図面の1679番の土地（1679番の土地の地積測量図は、法務局に存在しない。）の東側境界線の形状は、別紙地積測量図の物件1の土地と物件3の土地との境界線と同じ形状であり、物件1の土地が隣地建物の敷地内に存在することとなっていることから、Bが物件1の土地を時効によって所有権の取得を主張することもあり得ることから、今後、物件1の土地について、紛争が生じる可能性が高い。 なお、所有者会社（Zen Style株式会社）に対して、本件土地の占有に関する照会書を送付したが、その回答はなかった。 3 物件3の土地については、所有者会社（Zen Style株式会社）が更地の状態で占有しているものと認めた。 以 上	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 1 2 月 2 6 日 () 15 : 22 - 15 : 30	広島法務局可部出張所	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
7 年 1 2 月 2 6 日 () 16 : 15 - 16 : 25	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
7 年 1 2 月 2 6 日 () 16 : 50 - 17 : 00	広島法務局可部出張所	隣地建物図面交付申請
7 年 1 2 月 2 6 日 ()	当庁	所有者会社に通知書兼照会書送付 (返送用切手 1 1 0 円同封)
8 年 2 月 5 日 () 16 : 30 - 17 : 00	物件所在地	B と面談。占有関係調査・形状等調査、写真撮 影 (評価人同行)

(特記事項)

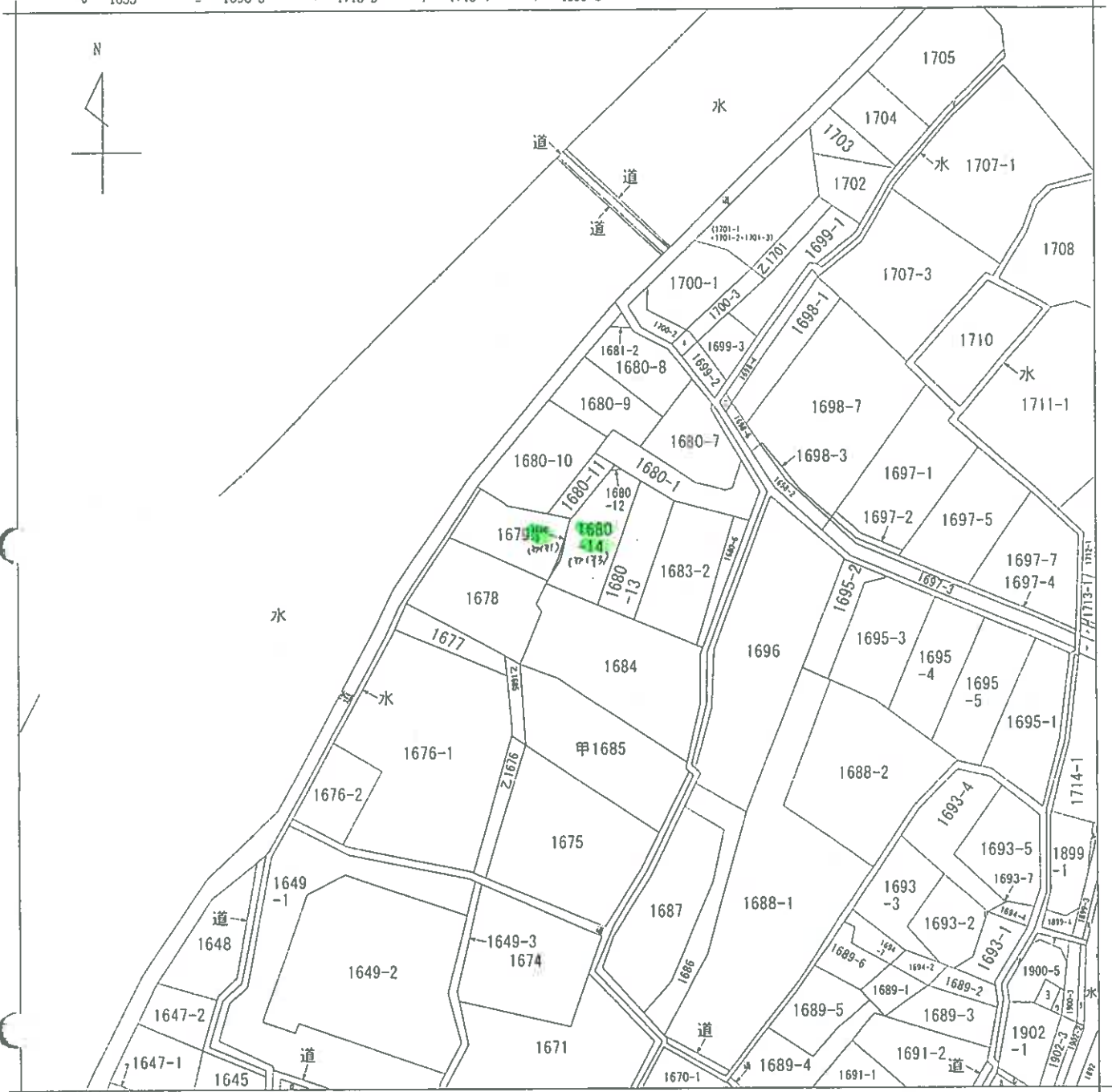
☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 平成 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
三入南1丁目

請 部 分	所 在	広島市安佐北区三入南一丁目				地 番	1680番3		
出 縮	力 尺	1/600	精 区 度 分	座 標 系 又 番 号 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

(6 枚目)

登記年月日：令和6年11月26日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月26日 広島法務局印出製所

登記官

(7 枚目)

地積測量図

地番 1680番3、1680番13、
1680番14

土地の所在 広島市安佐北区三入南一丁目

求積表

地番	測点	X	Y	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	面積
1680-3	X85	-162691.732	32428.882	-35379.910262	0.27		
	X83	-162691.600	32429.120	74651.834240	2.86		
	X82	-162691.430	32430.983	341368.527058	8.70		
	XP1	-162691.074	32431.407	6551.548214	8.65		
	U1	-162691.228	32430.503	-338981.795055	1.70		
1680-13	U2	-162690.509	32428.313	-81207.175032	1.32		
			積面積	0.2413			
			地積	3.5142065			

地番	測点	X	Y	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	面積
1680-13	D5	-162677.317	32444.608	-448708.90980	19.71		
	D6	-162695.844	32437.864	-709351.20952	8.02		
	X84	-162694.185	32444.182	448716.59460	18.27		
	X81	-162682.014	32451.411	709647.455748	8.56		
			積面積	303.93216			
			地積	151.9676390			

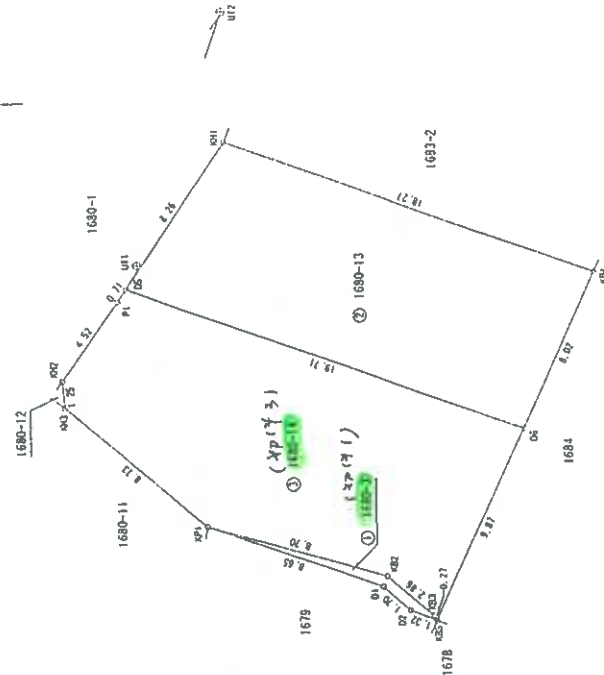
地番	測点	X	Y	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	面積
1680-14	D5	-162695.844	32437.864	457591.809560	19.71		
	D6	-162677.317	32444.608	614338.614610	0.71		
	P1	-162616.909	32444.014	97721.370168	4.52		
	X82	-162674.305	32440.312	81003.459054	1.25		
	X83	-162674.412	32439.959	-119579.990371	8.73		
	XP1	-162681.014	32433.407	-484084.906316	8.70		
	KP1	-162689.430	32430.983	-341368.527058	2.86		
	KP2	-162691.600	32429.120	-14451.834240	0.27		
	KP3	-162691.732	32428.882	-13428.882	1.32		
	K85	-162691.074	32431.407	341.820159	9.87		
			積面積	170.9100995			
			地積	170.91			

地積計算面積 326.3919440 m²

測量年月日	令和6年9月15日
記録系	四角

基礎点座標一覧表

点名	経度	緯度	備考
1005A	32453.450	-162646.738	街区三角点
1A019	32483.523	-162497.276	街区節点
10A06	32497.381	-162696.231	街区三角点
U11	32445.722	-162677.853	
U12	32522.164	-162704.361	



作成者

土地家屋調査士

(令和6年11月22日作成)

申請人

縮尺

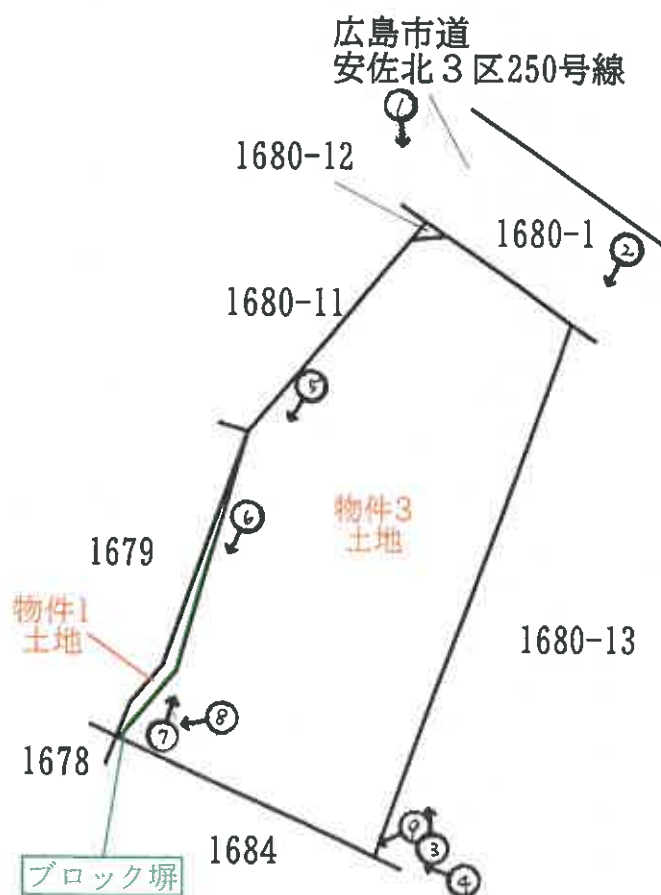
1/250

請求番号：5-2

土地位置関係図



事件番号 令和7年（ケ）第178号（物件1及び物件3）



本図面は、法務局備付図面・航空写真・現地調査結果を元におおよその位置関係を記載したものである。

S ≒ 1 / 250

写真1

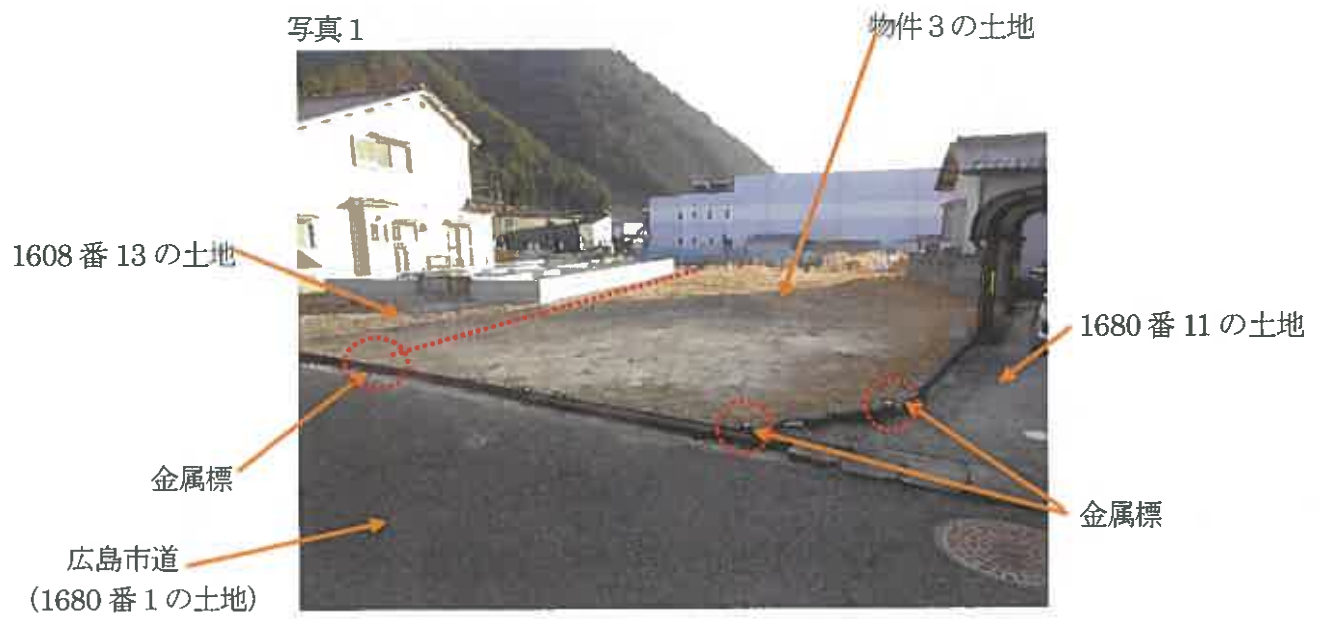


写真2



写真3

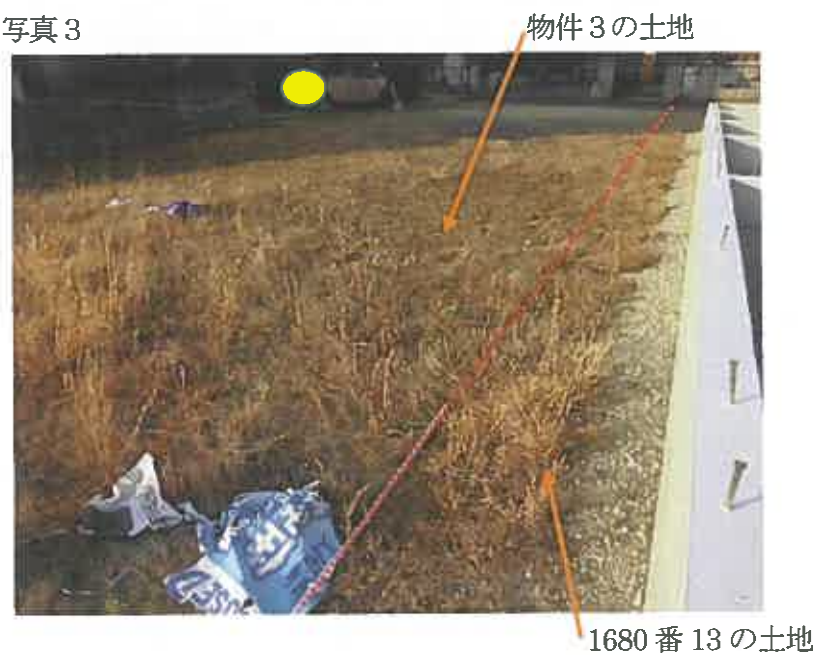


写真4



1680番13の土地

写真5



物件3の土地

プラスチック杭

写真6



写真7

1679 番の土地

物件1の土地

物件3の土地

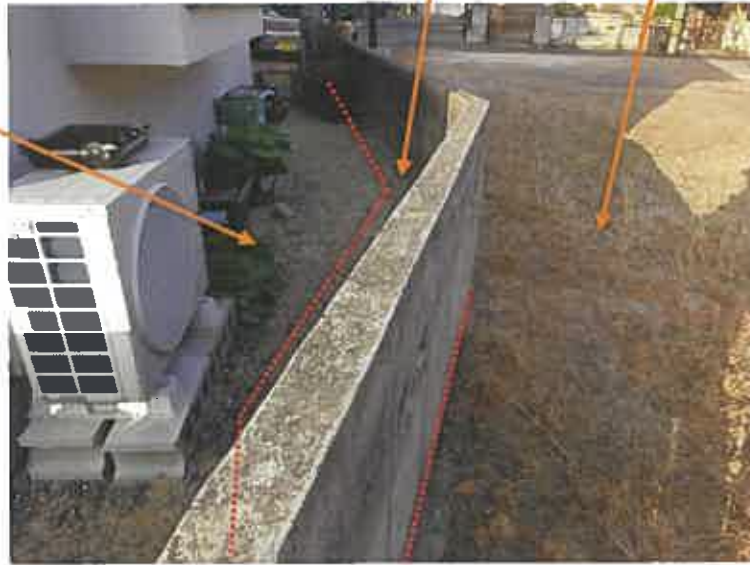


写真8

物件3の土地



金属紙

写真9

金属紙

物件3の土地

1680 番 13 の土地



令和7年(ケ)第178号
令和8年2月5日現地調査
令和8年4月13日評価

広島地方裁判所 御中

評価書

(物件1及び3)

評価人 不動産鑑定士

西野 誠 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,046,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 22,000円
物件3(土地)	金 3,024,000円

- 1 一括価格は、物件1及び3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	広島市安佐北区三入南一丁目 1680番3 宅地 3.51㎡	同左
3	所 地 地 地 在 番 目 積	広島市安佐北区三入南一丁目 1680番14 宅地 170.91㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	・ 物件1土地には所有権による占有権限を主張している第三者が存在する。現地の状況や経緯を考慮すると、今後、当該第三者による時効取得の主張がなされ、紛争に発展する可能性が高いと思われる(「現況調査報告書」参照)。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1及び3)

位 置 ・ 交 通	JR可部線「可部」駅の北方・直線距離約2.5km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、農地が残る中に戸建住宅、共同住宅、工場等が建つ混在地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 工業地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域・景観計画一般区域 都市機能誘導区域(一般地域型)・居住誘導区域	
画 地 条 件	規模 物件1 物件3 合計	3.51 m ² 170.91 m ² 174.42 m ²	間口 約 5.2 m 奥行最大 約 20.8 m 形状 ほぼ台形 接面状況 中間面地 その他 ほぼ平坦地
接面道路の状況	北東側 約4.1m 舗装市道 高低差 ほぼ等高 ※ 北東側市道は、広島市安佐北区役所建築課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号「道路法道路」)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	物件1土地は西側隣接地(地番:1679番)と一体となって建物(家屋番号:1679番)の敷地として利用されている。物件3土地は更地の状態である。 隣地は一般住宅、農地等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし (特記事項参照) なし
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり なし (引込可)
※ ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。			
※ ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。			
※ ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。			

特 記 事 項	・ 上水道について 対象土地の東方約80mの地点を走る市道下に配水管が敷設されており、これが最寄りの上水道本管である。したがって、対象土地へ上水道を引き込むためには長距離にわたる私設給水管の敷設を要し、これに伴う工事費用等の負担が生じる点に留意を要する。 ・ 自然災害について 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域区域図によると、対象土地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている。また、洪水浸水想定区域図によると、対象土地は水害が想定される区域内に所在している。「広島県防災Web」の確認を要する。
---------	---

第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 カ	持分 キ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ×オ ×カ×キ
1	31,600	0.80	3.51	0.70	0.50	0.70	1	22,000
3	31,600	0.80	170.91	1.00	1.00	0.70	1	3,024,000
一括価格(合計)								3,046,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員4.1m舗装市道に略等高接面する地積約165㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格(安佐北(県)－5)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
40,100	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{127}$	31,600

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 必要なし。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差:

(物件1及び3)

形状	0.94
間口狭小	0.90
奥行長大	0.95
相乗積	0.80

※ 個別格差で補正を行っていない要因については、地域格差で考慮している。

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 占有減価修正: 物件1土地につき、所有権を主張する第三者が存在し、その者が建物敷地の一部として占有していることから、占有減価修正を行った。

オ 市場性修正: 物件1土地については、所有権を主張する第三者が存在することから紛争が生じる可能性が高く、その結果、買受人が所有権を失うリスクが認められるため、市場性修正を行った。

カ 競売市場修正: 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考量した。

キ 持 分: 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

第6 参考価格資料

1 地価調査価格(安佐北(県)－5)

所 在 : 広島市安佐北区三入南2丁目915番47、「三入南2－8－8」
価 格 : 40,100円/㎡
位 置 : JR可部線「可部」駅 北東方 道路距離約3.8kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 177㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 南東側6m市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建蔽率 60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ平地部を開発した住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1 51,972 円(1㎡当たり 14,807 円、課税地積 3.51㎡)

物件3 3,097,231 円(1㎡当たり 18,122 円、課税地積 170.91㎡)

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

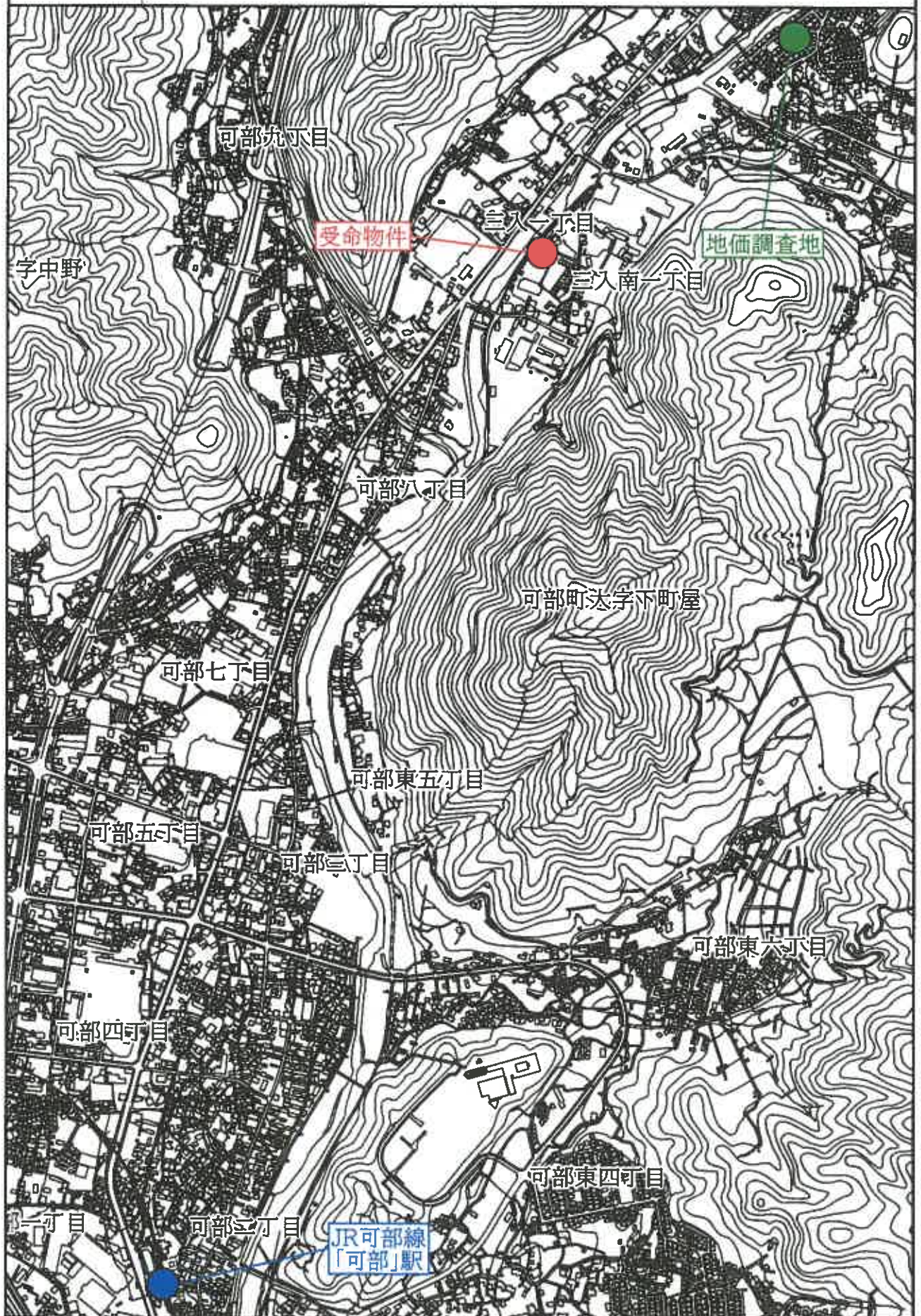
- 受命物件の位置図(国土地理院「基盤地図」縮尺1/12000)
- 公図写し(法務局備付)
- 地積測量図写し(法務局備付)

以上

位置図



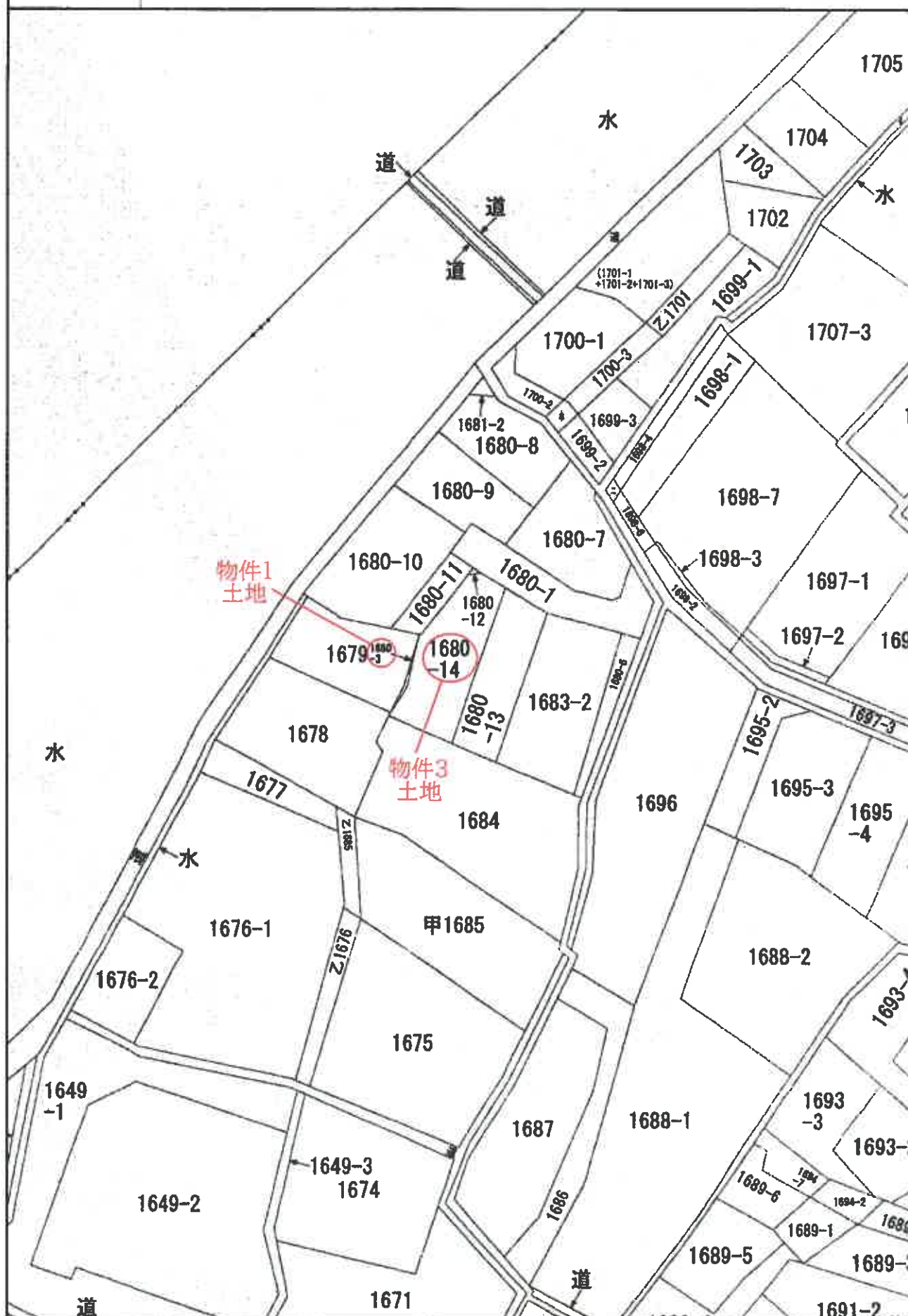
事件番号 令和7年(ケ)第178号(物件1及び3)



公図写



事件番号 令和7年(ケ)第178号(物件1及び3)



S=1/600

地 積 測 量 図

地 番 1680番、1680番13、
1680番14

土地の所在 広島市安佐北区三入南一丁目

求積表

地 番	① 1680-3						
測点	座 標	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	面 積		
K05	新設全測量	-162691.732	32428.802	-36379.910262	0.27		
K03	新設全測量	-162691.600	32429.120	74661.834240	2.86		
K02	新設全測量	-162689.430	32430.983	341368.527058	8.70		
KP1	新設全測量	-162681.074	32433.407	6651.548214	8.65		
D1	新設プラスチック地	-162689.228	32430.503	-305081.763005	1.70		
D2	新設全測量	-162690.509	32429.383	-91203.175032	1.32		
				7.028413			
				3.5142066			
				3.51	㎡		

地 番	② 1680-13						
測点	座 標	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	面 積		
D6	新設全測量	-162677.317	32444.606	-448708.900980	19.71		
D8	新設全測量	-162695.844	32437.864	-706351.209552	8.02		
K04	新設全測量	-162690.185	32445.162	440718.590440	18.27		
K01	新設全測量	-162682.014	32451.411	709647.455748	8.26		
				303.135276			
				151.9678390			
				151.98	㎡		

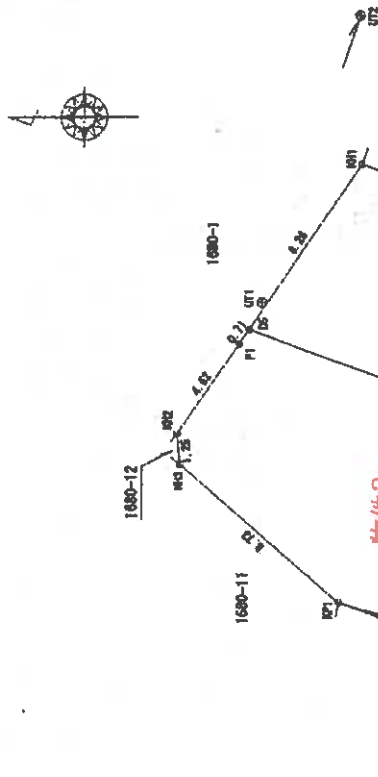
地 番	③ 1680-14						
測点	座 標	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	面 積		
D6	新設全測量	-162685.844	32437.864	467691.800560	19.71		
D6	新設全測量	-162677.317	32444.606	614338.814610	0.71		
P1	ペンキ	-162676.909	32444.014	97721.370168	4.52		
K02	新設全測量	-162674.308	32440.312	81003.459064	1.26		
K03	新設全測量	-162674.412	32439.059	-219578.990371	8.73		
KP1	新設プラスチック地	-162681.074	32433.407	-487034.905324	8.70		
K02	新設全測量	-162690.430	32430.983	-341368.527058	2.86		
K03	新設全測量	-162691.600	32433.120	-74651.834240	0.27		
K05	新設全測量	-162691.732	32428.802	-137628.175208	9.87		
				341.620198			
				170.9100995			
				170.91	㎡		

総合計面積 324.3619440 ㎡

測量年月日	令和6年9月15日
図 系	国 系

基準点座標一覧表

点 名	座 標	X座標	Y座標	備 考
1005A	新設全測量	-162646.798	32453.460	新設三角点
1A019	新設全測量	-162707.276	32483.523	新設三角点
10A08	新設全測量	-162700.231	32487.381	新設三角点
UT1	新設全測量	-162477.853	32446.722	
UT2	新設全測量	-162704.361	32522.184	



地積測量図写
B4をA4に縮小

作成者

申請人

縮尺

1 / 250

(令和6年11月22日作成)